

春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例（平成17年条例第151号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の章又は条（以下「改正前の章等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の章又は条（以下「改正後の章等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の章等を当該改正後の章等とする。
- (2) 次の表中、改正後の章等に対応する改正前の章等が存在しない場合にあつては、当該改正後の章等を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第2章 緑の審議会（第7条—第15条）</u></p> <p><u>第3章 緑の保全（第16条—第22条）</u></p> <p><u>第4章 緑化の推進（第23条—第27条）</u></p> <p><u>第5章 開発事業等に係る緑化計画の協議（第28条）</u></p> <p><u>第6章 緑の市民活動（第29条—第31条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第32条—第34条）</u></p> <p>第2章 緑の審議会 （設置）</p> <p>第7条 緑の保全と緑化の推進に関する事項を調査審議するため、春日部市緑の審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。 （所掌事務）</p> <p>第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、緑の保全と緑化の推進に関する事項を調査審議する。 （組織）</p> <p>第9条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 各種団体を代表する者</p> <p>(3) 公募に応じた市民</p> <p>（任期）</p> <p>第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>目次</p> <p><u>第2章 緑の保全（第7条—第13条）</u></p> <p><u>第3章 緑化の推進（第14条—第18条）</u></p> <p><u>第4章 開発事業等に係る緑化計画の協議（第19条）</u></p> <p><u>第5章 緑の市民活動（第20条—第22条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第23条—第25条）</u></p>

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第13条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(委任)

第15条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第3章 緑の保全

(保存樹木等の指定)

第16条 (略)

(指定の除外)

第17条 (略)

(指定の期間)

第18条 (略)

(標識の設置)

第19条 (略)

(台帳の作成)

第20条 (略)

(保存樹木等の保存義務・行為の制限)

第21条 (略)

(指定の解除)

第22条

(2) 第17条に該当するに至ったとき。

第4章 緑化の推進

(緑の街の指定)

第23条 (略)

第2章 緑の保全

(保存樹木等の指定)

第7条 (略)

(指定の除外)

第8条 (略)

(指定の期間)

第9条 (略)

(標識の設置)

第10条 (略)

(台帳の作成)

第11条 (略)

(保存樹木等の保存義務・行為の制限)

第12条 (略)

(指定の解除)

第13条

(2) 第8条に該当するに至ったとき。

第3章 緑化の推進

(緑の街の指定)

第14条 (略)

(緑化協定)	(緑化協定)
<u>第24条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)
(事業所等との緑化協定)	(事業所等との緑化協定)
<u>第25条</u> (略)	<u>第16条</u> (略)
(公共施設の緑化)	(公共施設の緑化)
<u>第26条</u> (略)	<u>第17条</u> (略)
(民間施設の緑化)	(民間施設の緑化)
<u>第27条</u> (略)	<u>第18条</u> (略)
<u>第5章</u> 開発事業等に係る緑化計画の協議	<u>第4章</u> 開発事業等に係る緑化計画の協議
<u>第28条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)
<u>第6章</u> 緑の市民活動	<u>第5章</u> 緑の市民活動
(緑化思想の普及)	(緑化思想の普及)
<u>第29条</u> (略)	<u>第20条</u> (略)
(緑と花の運動)	(緑と花の運動)
<u>第30条</u> (略)	<u>第21条</u> (略)
(苗木の確保、配布)	(苗木の確保、配布)
<u>第31条</u> (略)	<u>第22条</u> (略)
<u>第7章</u> 雑則	<u>第6章</u> 雑則
(立入調査)	(立入調査)
<u>第32条</u> (略)	<u>第23条</u> (略)
(助成)	(助成)
<u>第33条</u> (略)	<u>第24条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第34条</u> (略)	<u>第25条</u> (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。